

改正

平成31年3月20日訓令第2号

令和元年7月23日訓令第1号

令和3年9月1日訓令第5号

令和4年12月14日訓令第11号

富津市職員提案規程

富津市職員提案規程（平成13年富津市訓令第2号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、市政運営に関する職員の創意工夫と自由な発想による意見等の提案を奨励することにより、職員が自発的かつ不断に業務改善を行う組織の構築を図り、もって効率的な市政運営と行政サービスの向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員をいう。
- （2）職員提案 市が行う業務に関し、企画及び改善意見の提案を行い、又は業務改善を実施した実績についての報告を行うことをいう。

（提案者の資格）

第3条 職員は、単独又は他の職員と共同で職員提案をすることができる。

（提案要件）

第4条 職員提案は、具体的なもので、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- （1）行政サービスの向上に資するもの
- （2）業務改革・改善に資するもの
- （3）経費の削減に資するもの
- （4）収入の増加に資するもの
- （5）職員の勤労意欲又は能力の向上に資するもの
- （6）執務環境の改善に資するもの
- （7）前各号に掲げるもののほか、市長がふさわしいと認めるもの

2 次の各号のいずれかに該当するものは、職員提案として取り扱わないものとする。

- (1) 単なる個人的な苦情又は中傷的意見にすぎないもの
- (2) 既に採用された職員提案と同一又は類似するもの
- (3) 人事及び給与に関するもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員提案の対象とすることが不適当なもの
(職員提案の方法)

第5条 職員提案をしようとする者は職員提案書（別記第1号様式）に所定の事項を記入し、必要に応じて参考資料を添えて、職員提案主幹課長に提出しなければならない。

(職員提案の受付等)

第6条 職員提案主幹課長は、前条の規定により職員提案書が提出されたときは、提案内容を確認し、第4条第1項の提案要件に該当すると認めるときは、当該職員提案を受け付けるものとする。

2 職員提案主幹課長は、前項の規定により受け付けた職員提案の内容を職員提案台帳（別記第2号様式）に記載するものとする。

3 職員提案主幹課長は、職員提案を審査に付するため、富津市職員提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）に職員提案台帳に必要な書類を添えて提出するものとする。

(意見の照会)

第7条 委員長は、前条第1項の規定により受付された職員提案について、提案内容に係る事務を所管する部局等の長（以下「所管部局等の長」という。）に対し、提案者の所属及び氏名を秘して、職員提案意見照会書（別記第3号様式）により、提案内容について意見の照会をすることができる。

2 前項の規定により照会を受けた所管部局等の長は、提案内容についての意見を職員提案意見書（別記第4号様式）により、委員長に回答するとともに、当該提案内容について一定の効果が見込まれる場合には、審査委員会の開催を待たずに積極的に当該提案内容の実施を検討するものとする。

(審査委員会)

第8条 職員提案を審査するため、審査委員会を設置する。

2 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、総務部長をもって充てる。

4 委員は、総務課長、企画課長、市民課長、社会福祉課長、都市政策課長、消防総務課長及び教育総務課長をもって充てる。

- 5 審査委員会は、委員長が招集する。
- 6 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 7 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(職員提案の審査等)

第9条 審査委員会は、第6条第3項の規定により提出された職員提案について、企画及び改善意見の提案については採用の適否及び褒賞の適否を、業務改善を実施した実績についての報告については褒賞の適否を審査するものとする。

- 2 審査は、採用の適否は採決により決定し、褒賞の適否は審査表（別記第5号様式）の評価項目の採点に基づいて行うものとする。
- 3 審査は、原則として提案者の所属及び氏名を秘して行うものとする。
- 4 審査委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席又は意見を求めることができる。
- 5 委員長は、審査した結果を市長に報告するものとする。

(提案の採否)

第10条 市長は、審査委員会の報告を踏まえ提案の採否を決定するとともに、職員提案結果通知書（別記第6号様式）により提案者に通知するものとする。

(職員提案の実施)

第11条 市長は、採用を決定したときは、提案内容の所管部局等の長に対し通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた所管部局等の長は、提案内容を実施し、又はその他必要な措置を講ずるものとする。
- 3 所管部局等の長は、前項の規定により実施し、又は講じた措置について、職員提案実施結果等報告書（別記第7号様式）により、市長に報告しなければならない。

(褒賞)

第12条 市長は、第9条第5項の規定による報告を踏まえ、優れた提案をした者に対し、予算の範囲内で褒賞を与えるものとする。

- 2 職員提案主幹課長は、褒賞に値する提案者等の情報を、職員表彰主幹課へ提供するものとする。

(職員提案の奨励)

第13条 各部局等の長は、その所属職員が積極的に職員提案するよう奨励に努めるものとする。

(提案内容等の公表)

第14条 職員提案主幹課長は、職員提案の内容及び結果の公表に努めるものとする。

(権利の帰属)

第15条 職員提案に関する全ての権利は、市に帰属するものとする。

(補則)

第16条 この訓令に定めるもののほか、職員提案に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (平成31年3月20日訓令第2号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月23日訓令第1号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (令和3年9月1日訓令第5号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (令和4年12月14日訓令第11号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

職員提案書

受理年月日	年 月 日	提案番号	第 号
-------	-------	------	-----

単独提案	所属		氏名
共同提案	代表者氏名		構成員
	所属 氏名		所属 氏名
職員提案件名	区分	提案 ・ 実績報告 ※該当に○	
現状と課題			
職員提案の 具体的内容			
予想される効果 及び費用 (又は実施結果)			

(注) 1 1枚につき1件の職員提案を記載してください。

2 必要に応じて参考資料を添付してください。

第2号様式（第6条関係）

職員提案台帳

提案 番号	受 付 年月日	職員提案事項		内容・効果・参考事項	所管課等の 検討結果	審査委員会		結果	
		提案 種類	職員提案 件 名						理由
				現状と 課題				結果	
				提案の 内容					
				効果			附 帯 意 見		
				参考 事項					

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

所管部局等の長 様

職員提案審査委員会
委員長

職員提案意見照会書

別添のとおり 〃で所管する事務事業に係る職員提案がありましたので、提案内容について、職員提案意見書を 年 月 日（ ）までに提出してください。

記

1 職員提案件名

2 添付書類

○職員提案台帳（提案者からの参考資料がある場合は、その資料を含む。）

職員提案意見書

年 月 日	
職員提案審査委員会 委員長 様	
所管部局等の長	
職 員 提 案 件 名	
改善提案についての意見 （ ・過去に取り組んだ経緯 及び結果 ・現在の取組状況 ・今後の取組予定 ・実施する場合の問題点 等 ）	

※必要に応じて参考資料の添付をお願いします。

審査表

職員提案件名	
--------	--

項目		審査評点		
		5点	3点	0点
実現性	比較的容易に実現が可能である。	非常に期待できる。 又は 非常に効果があった。	期待できる。 又は 効果があった。	現状と変わらない。
効果性	市民サービスの向上につながる。	非常に期待できる。 又は 非常に効果があった。	期待できる。 又は 効果があった。	現状と変わらない。
	他の案件への応用の可能性がある。	非常に期待できる。 又は 非常に効果があった。	期待できる。 又は 効果があった。	現状と変わらない。
	業務量の削減、事務能率の向上につながる。	非常に期待できる。 又は 非常に効果があった。	期待できる。 又は 効果があった。	現状と変わらない。
経済性	経費の削減、収入の増加につながる。	非常に期待できる。 又は 非常に効果があった。	期待できる。 又は 効果があった。	現状と変わらない。
創意性	創意性を持った改善である。	非常に創意性が高い。	創意性が高い。	創意性が低い。
評点数合計		点		

※各項目の該当する欄に○印を記入してください。

※評点数合計には、各項目の点数の合計点を記入してください。

様

富津市長

職員提案結果通知書

年 月 日付けで提出されました職員提案は、下記のとおりと決定しましたので、富津市職員提案規程第10条の規定により通知します。

記

- 1 職員提案件名
- 2 採用の可否
- 3 褒賞の有無

改善提案実施結果等報告書

年 月 日	
富津市長 様	
所管部局等の長	
提 案 番 号	年度第 号
職員提案件名	
完了年月日	年 月 日
実 施 結 果	
効 果	
そ の 他	

※必要に応じて参考資料を添付してください。